

65才以上の事業者に係る健康診断受診者名簿等の取扱い

1. 健康診断の受診

年齢が満 65 才に達した事業者は、期限更新に当たる年（この場合は期限更新の審査基準に係る健康診断を受診すること）を除き、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を毎年受診して下さい。

2. 健康診断受診者名簿の配付

1. 社都個協より、期限更新日に対応する6月1日又は12月1日時点で65才以上の事業者（期限更新にあたるものを除く）の名簿をそれぞれ配付いたします。

この名簿を参考に活用いただき、受診忘れ等の遺漏なきよう対応方をお願い申し上げます。

また、受診結果については、いままでどおり各団体において集約し、関東運輸局並びに東京運輸支局から確認等があった場合には対応出来るようにしておいて下さい。

2. この名簿は上記のとおり6月1日又は12月1日時点での65才以上の事業者リストになります。従いまして、名簿が各団体に届いた時点では、64才の事業者が含まれている場合がありますので、当該事業者の場合は、65才に達してから受診をして下さい。